

愛ちゃん と 希望くん



やわたはま

社協だより

95

令和4年1月1日

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

ホームページは [八幡浜市社協](#) まで



謹賀新年



ふれあい・いきいきサロン
若水会の皆さん(双岩)

新年、明けましておめでとうござい
ます。地域住民の皆さまにおかれましては、
輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申
上げます。旧年中は、社会福祉協議会
の事業推進につきまして、多大なるご支
援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

2020年から始まったコロナ禍の暮
らしが、長期化しています。デルタ株に
次ぐ変異株も確認される中、経済的・精
神的な不安を感じながら生活されている
方も多いと存じます。市社協では、皆さ
まのお困りごとや暮らしのご相談に応じ
ながら、誰もが安心して暮らせる町、共
に生きる社会を目指して、引き続き地域
の皆さまと共に邁進して参る所存です。

この新しい年が、より佳き年になるよ
う心より祈念致します。本年も変わらぬ
ご支援ご厚誼を賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。



八幡浜市社会福祉協議会
会長 清家 俊蔵

八幡浜市社協のSNSをご存知ですか？
日々新鮮な情報を更新中！

八幡浜市社協では、SNSを通じて情報発信を行っています。地域活動の様子やお知らせしたいこと等、タイムリーに更新しています。左記QRコードを読み取っていただき、ぜひフォローをよろしくお願いします。

Instagram
(令和3年11月22日開設)



YWTHM.SYAKYO

Facebook
(平成30年4月20日開設)




『いな穂の会』のみなさん（前列）

神山地区『いな穂の会』発足！
令和3年10月7日（木）、神山地区公民館にて、第二層コーディネーターがお声掛けした6名が集まり、神山地区で暮らす中で気にかかること等を話し合う機会をもちました。継続して話し合い、より住みやすい神山地区を目指すべく、会を『いな穂の会』と命名し、月に一度ほど集まることになりました。

11月19日（金）の2回目会議では、集いの場の課題や、素敵なウォーキングルートがあること



神越ミニ・サロンでシャッフルゴルフ対決

等、これからの活動に向けてワクワクする情報交換の機会をもちました。

神越地区に集いの機会を。
ミニ・サロン開催中！
令和3年7月7日（水）から、喜須来地区第二層協議体いきいきたいの主催により、月に1回、神越自治公民館で『神越ミニ・サロン』を開催しています。コロナ禍に集うことが難しくなりましたが、家に閉じこもることなく、マスク越しに談話し、笑い合う機会となっています。

生活支援コーディネーター活動レポート
いな穂の会 / 神越地区ミニ・サロン

アクティブボランティア養成講座を開催しました

令和3年10月14日(木)〜30日(土)まで、全6回課程で『アクティブボランティア養成講座』を開講しました。「ここに住んで良かった」と思える地域づくりを進め、お互い様の気持ちを育むことを目標に、平成27年より開催しています。今年度は会場を宮内地区公民館とし、主に旧保内町にお住いの方に参加いただきました。

認知症や精神障がいについて学び共に地域で暮らすことを考える

全国的に高齢化が進む昨今、65歳以上の高齢者の約6人に1人が、認知症であると言われていきます。誰もが安心して地域で暮らしていくための知識を身につけるために、学びの機会をもちました。

福祉とオカリナ講師 杉本詠二氏からは、自身が高齢者施設で勤務していた際に認知症の方と体験したエピソードと、その中で感じたことや学びをお話いただきました。合間にオカリナ演奏も披露されながら、和やかに語りかけていただきました。

愛媛県レクリエーション協会副会長 久保田加寿美氏には、身体と頭を使った脳トレを多数披露いただきました。受講者には日頃から地域の集いの場や見守り活動に携わっている方も多く、実際に身体や頭を動かしながら楽しく体験し、実践へのイメージを膨らませました。

毎年『はまかせ♡スクール』と称して開催している精神保健ボランティア養成講座も、本講座内で開催しました。精神保健福祉連絡会及び精神保健ボランティアグループはまかせ(すいせんクラブ)を講師にお招きし、精神疾患の基礎知識や歴史、現状、日頃の活動等をお話いただきました。受講者からは、自身が日頃から感じている疑問や、精神障がいのある方への声掛けの仕方などの質問が聞かれ、講師の島内美月氏から「特別なことではなく、ご近所の人として、挨拶など何気ない関わりをしてもらうことが大切」と教えていただきました。

外出支援を体験しよう！

大洲市までバスツアー

講座の後半には、様々な理由で買い物に少し不安のある方に声をかけ、外出支援体験を企画しました。その前に、障がいに応じた移動支援・介助方法を学ぼうと、ケア

ステーションますほ 代表取締役 山村千代美氏を講師に、障がいに応じた移動支援・介助方法を学びました。人体の仕組みに則った介助のノウハウに感嘆しつつ、ガイドヘルプ体験も行いました。

外出支援当日は、ボランティア(受講者)16名、同行希望者10名で、大洲市へ向かいました。食料や洋服、雑貨など、目当ての品を購入したり、歩き疲れてお茶をしながら一息ついたり。思い思いに過ごしながら、ボランティアの皆様



品定め中。「大洲で買い物、久しぶりよ」

さんには笑顔で寄り添っていただきました。同行希望者からは、「久しぶりに大洲に来た」「一緒に買い物してくれて、ありがとう」等の感想が聞こえ、有意義な時間となったようです。

その他、朗読ボランティアの活動や認知症カフェ、地域の話し合いの場(第二層協議体)4か所の取り組み等について学ぶと共に、ワークショップで旧保内町の自慢できる良いところ、生活の困りごと・気になることについて考えました。受講者からは、「こんなに深く地域のことを考えたことがなかった」「できるかどうか不安だけど、自分のできることから取り組んでいきたい」等の想いが聞かれました。



保内町の「今」と「これから」について話し合う

介護老人保健施設 西安 出張研修会 『高齢者虐待防止研修会』を開催しました

令和3年11月18日(木)、介護老人保健施設 西安にて『高齢者虐待防止研修会』を開催しました。

八幡浜市社協が市より受託している八幡浜市権利擁護センターへ毎年依頼をいただき、年に1回研修会を開催しています。

私たちが利用者に対して権利侵害や虐待をしないことはもちろんのことですが、日々支援を行っている職員自身も自分を大切に支援を行うことが何より大切です。自分たちが行っている支援を職員同士で振り返り、チームで考え、誰かのせいにはしたり、一人で抱え込んだりしないように、情報共有や連携をこまめにおこなうことで、虐待の芽を摘むことができ、自分たち自身も守ることにつながります。

後半は、八幡浜市で実際に起こった虐待事例を基に、専門職としての関わりや、権利侵害を防ぐポイントについて学びました。虐待は突然起こるものではなく、何気ない行為が少しずつ重大な虐待へとつながっていきます。早期に権利侵害を解消し、その人が尊厳



を持ってその人らしく生きられる支援を目指すことを皆さんで再確認しました。

【出席者からの感想】

○この研修会が虐待をしてはダメだと再確認できる場になりました。

○八幡浜の身近な事例では、具体的に虐待について考える事ができました。

【出張研修会の依頼・相談】

八幡浜市社会福祉協議会
(八幡浜市権利擁護センター)
☎ 23-2940

緊急特例貸付が令和4年3月末まで延長されました

※新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業、収入の減少があった方(世帯)が対象です。

緊急小口資金

- ◆貸付限度額
20万円以内
- ◆貸付方法
 - ①据置期間(返済猶予期間): 1年以内
 - ②償還期限(返済期間): 据置期間経過後2年以内
 - ③貸付利子: 無利子
※ただし償還期限後は延滞利子 年3.0%
 - ④連帯保証人: 不要

総合支援資金

- ◆貸付限度額(3か月以内)
 - ・単身世帯: 月15万円以内
 - ・複数世帯: 月20万円以内
- ◆貸付方法
 - ①据置期間(返済猶予期間): 1年以内
 - ②償還期限(返済期間): 据置期間経過後10年以内
 - ③貸付利子: 無利子
※ただし償還期限後は延滞利子 年3.0%
 - ④連帯保証人: 不要

詳しくは、

八幡浜市社協

検索



ご相談・お問合せは

八幡浜市社協 地域福祉課 ☎ 23-2940まで

生活福祉資金貸付事業

教育支援資金のご案内



就学・進学に必要な費用にお困りの方へ

まずは、他の貸付制度もご確認ください。

	貸付制度	相談窓口
高校への進学	愛媛県奨学金資金	在籍する学校
大学等への進学	日本学生支援機構奨学金	在籍する学校
	母子父子寡婦福祉資金	八幡浜市役所 子育て支援課

令和2年度より、新しい修学支援制度が始まっています(減免・給付型)。詳しくは、日本学生支援機構ホームページをご覧ください。

教育支援資金

※他の奨学金制度との併用が可能です。

就学支度費 (入学に際し必要な費用)	貸付限度額	50万円以内
	貸付期間	入学時に一括貸付(※入学後は利用できません。)
	据置期間	卒業後6ヵ月以内
	返済期間	据置期間経過後12年以内
	貸付利子	無利子
	使途内容の例	入学金等入学時に学校へ納入する経費 制服、靴、体操着など入学時に一括して購入するもの
教育支援費 (在学中に必要な費用)	貸付限度額	高等学校 月額35,000円以内(専修学校高等課程含む) 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内(専修学校の専門課程含む) 大学 月額65,000円以内 ※特に必要と認められ、かつ将来計画が明確に定められる場合は上記金額の1.5倍まで増額可能。
	貸付期間	在学中
	据置期間	卒業後6ヵ月以内
	返済期間	据置期間経過後12年以内
	貸付利子	無利子
	使途内容の例	授業料、学校納入費用、参考書、学用品、交通費

生活のこと、家計のこと、仕事のことなど、生活のしづらさを感じた時、まずはご連絡ください。電話、訪問、来所など、ご希望の方法でお話を伺います。



平成3年度 創立40周年記念大会の様子

社協創立70周年記念
令和3年度
八幡浜市社会福祉大会

八幡浜市の社会福祉の発展にご尽力され多大な功績を残された方々を、感謝をこめて表彰します。そして、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向けた活動に、一人ひとりが考え参画する機会と、地域福祉のさらなる充実を目指します。

今年度は、年末年始の人流の拡大等、新型コロナウイルス第6波の感染拡大が懸念されるため、**規模を縮小した上で式典のみ開催**します。

と き／令和4年1月22日（土）
10時00分 開場・受付
10時30分 開会・式典

と ころ／八幡浜市文化会館ゆめみかん大ホール

「もったいない」を「ありがとう」に

フードドライブにご協力ください

『フードドライブ』とは、ご家庭で余っている食品を捨てるのではなく、必要としている人に届けることができる仕組みです。

お受け取りした「賞味期限は切れていないけれど、忘れられて保管されたままになっている」「規格外で商品にならない」などの『もったいない食品』は、福祉の団体や地域福祉活動、生活に困っているご家庭などにお届けします。

次ページの取り組みにも活用します。ご協力をよろしくお願いいたします。



ご寄付 いただきたい 食品

- ◎ お米（お米券）
- ◎ 缶詰・レトルト食品・インスタント食品
- ◎ パスタ・そうめんなどの乾麺
- ◎ のり・お茶漬け・ふりかけ
- ◎ 調味料（醤油・食用油・塩など）



お引き取り できない物

- × 賞味期限が明記されていない食品
- × 賞味期限が一カ月を切っている、もしくは切れている食品
- × 開封済みの物
- × 生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜・果物）
- × アルコール（みりん・料理酒は除く）
- × 要冷蔵の食品、冷凍食品



八幡浜市社協へお持ちください！
お受け取りにも伺います。

場所 八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター2階
電話 0894-23-2940

第2弾

八幡浜市出身の学生さん応援！



まごころセットをお届けします

ふるさと八幡浜を離れて勉学に励む学生さんを応援するため、寄付でいただいた食品や特産品などを詰め合わせた「まごころセット」を届ける取り組みです。

お気軽にご応募ください！

お米、インスタント食品、レトルト食品など、冷蔵・冷凍不要の食品や調味料と、消耗品をセットにして郵送します！



対象者

以下の3点に当てはまる方が対象です。

- 国内の高等教育機関等
(大学、大学院、短期大学、専門学校、高等専門学校、受験予備校)に在学中。
- 市外でひとり暮らしをしている。
- 八幡浜市出身であり、保護者が現在も八幡浜市に居住している。

受付期間

令和4年1月11日(火)～1月21日(金)

申込方法

①Web申込み

下記URLまたはQRコードを読み込み、メールフォームに必要事項を入力の上、お申込みください。

<https://ws.formzu.net/dist/S53116844/>



②書面申込み

ホームページより申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてご提出ください。

受付定員数

今回は**80セット**をご準備します。

※上限数に達し次第、受付を終了いたします。



本事業は、赤い羽根共同募金及び「八幡浜市ウィズコロナがんばる市民応援補助金」を活用して、実施しています。

お申込み・お問い合わせ先

社会福祉法人
八幡浜市社会福祉協議会
〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地
八幡浜市保健福祉総合センター2階
TEL:0894-23-2940 FAX:0894-23-0506
HP: <http://www.yawatahamashi-syakyo.jp>

生活支援員・後見支援員養成研修会

「よりよく生きる」 を支援する

日時 令和4年**2月12日(土)・13日(日)**

会場 八幡浜市保健福祉総合センター 4階 多目的ホール
〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地

この養成研修では、地域で暮らす高齢者や障がいを持つ当事者が住み慣れた地域で安心して暮らすためのお手伝いをする「生活(後見)支援員」を養成し、支援員としての知識や心構えについて学びます。



**受講
無料**

カリキュラム

- ① 基本的人権の理解
- ② 「認知症」の理解
- ③ 介護保険制度の理解
- ④ 「障がい」の理解
- ⑤ 障害福祉制度の理解
- ⑥ 後見支援員の活動報告

※内容は変更する場合があります。

○講座を修了すると○

八幡浜市社会福祉協議会の「生活(後見)支援員」として活動することができます。

支援員として、当事者への定期訪問や生活費等のお届け、書類の確認などを通じて地域生活を安心して送っていただくためのお手伝いをいたします。

【お申し込み・お問い合わせ】

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会

TEL 0894-23-2940 FAX 0894-23-0506